

つみたて NISA 口座 定期積立取引取扱規定

※この規定は、お客様が 2023 年 12 月 31 日までの間につみたて NISA 口座における定期積立サービスにより投資信託の買付を行う際に適用されます。この規定の第 15 条に基づき 2024 年 1 月 1 日以降も当該買付が継続されることとなる場合を含め、お客様が同日以降に NISA 口座(つみたて投資枠)における定期積立サービスにより投資信託の買付を行う際には同日付で後記のとおり改正されるこの規定が適用されるものとします。

第 1 条(規定の趣旨)

この規定はお客様が auカブコム証券株式会社(以下「当社」といいます。)と契約する つみたて NISA 口座での定期積立サービスに関する取り決めです。

第 2 条(取扱商品)

つみたて NISA 口座での定期積立サービスにおいて、買付けることができる商品は、当社が選定する投資信託(以下「選定投資信託」といいます。)とします。

第 3 条(買付する投資信託の選定)

- (1) お客様は選定投資信託の中から買付を行う投資信託を指定するものとします。(以下、お客様が指定され、買付を行う投資信託を「指定投資信託」といいます。)
- (2) お客様は指定投資信託を複数選択する事が出来ます。

第 4 条(申込方法)

- (1) お客様がつみたて NISA 口座での定期積立サービスをご利用されるためには、予め当社の証券口座を開設され且つ、当社でつみたて NISA 口座を開設されている必要があります。
- (2) つみたて NISA 口座での定期積立サービスのお申込はインターネットにより行うものとします。また、申込の受付については、当社オンライン・トレード取扱規定に定める注文受付にかかる規定に準じるものといたします。
- (3) お客様がつみたて NISA 口座での定期積立サービスにより買付を行う場合は、予め各指定投資信託の目論見書および目論見書補完書面(投資信託)の内容をよくご理解いただく必要があります。お客様はつみたて NISA 口座での定期積

立サービスによる買付申込と併せて各指定投資信託の取引約款に基づく申込も同時に行うものとします。

第 5 条(金銭の払込)

お客様は、つみたて NISA 口座での定期積立サービスに係る金銭の払込を以下のいずれかの方法で行うものとします。

- (1) 当社に開設されている証券口座のお預り金から払い込んでいただく方法。
- (2) 予めお客様にご指定いただいている金融機関の預貯金口座の口座振替(自動引落およびリアルタイム口座振替)により払込んでいただく方法
- (3) 予めお客様にご指定いただいている金融機関の預貯金口座の口座振替(その他金融機関からの自動引落)により払込んでいただく方法
- (4) クレジットカード決済により払い込んでいただく方法
- (5) 自動引落リトライサービスをお申込済みの場合に限り、自動引落処理が(資金不足で)失敗後に再度の引き落としによる方法。

第 6 条(指定投資信託の指定)

- (1) お客様は、1 指定投資信託につき毎月一定の日(以下「指定日」といいます。)に、買付所要額以上1円単位の金額で、指定投資信託ならびに、第 5 条に定める金銭の払込を行う日を指定できます。ただし第 5 条 3 項 4 項による金銭の払込の場合に限り、指定日の取り扱いは、当社が定めるものとします。
- (2) 当該指定日が当社営業日でない場合、当社は当該指定日の翌営業日をお客様が第 5 条に定める金銭の払込を行う日とします。
- (3) お客様が 29 日・30 日・31 日を指定日と指定され、当該指定日が存在しない場合は翌月の第一営業日を指定日として取扱います。
- (4) お客様は年 2 回以内で特定月に買付を行う金額を増額することができます。

第 7 条(指定投資信託の買付)

- (1) 当社はおお客様の指示に従い、毎月指定日の翌営業日(以下「買付日」といいます。)に当該指定投資信託の買付を行うものとします。
- (2) 積立申込ページに表示する当社が定める時刻までに、第 5 条に定める金銭の払込がない場合には、当該指定投資信託の買付を行いません。
- (3) お客様の指定投資信託が第 12 条の規定に従い選定投資信託から除外された場合、当該指定投資信託の買付を行いません。

- (4) 上記にかかわらず、指定投資信託の委託者が買付の申込の受付を中止または取り消した場合は、当該月の買付を行わないものとします。

第 8 条(買付に関する留意事項)

- (1) 投資信託の買付に係る金銭を自動引落としにて払い込む場合には、当該金銭は指定投資信託の買付に係る金銭として拘束され、その他の金融商品の買付に係る資金に充当できないものとします。
- (2) 第7条の条件を満たし発注済となったつみたて NISA 口座での定期積立サービスの注文を、個別にお取消いただくことは出来ません。つみたて NISA 口座での定期積立サービスの注文のお取消は、第 11 条に定める方法により申し込み内容の中止措置をいただく必要があります。
- (3) 指定銘柄の買付の際には、つみたて NISA 口座での買付を明示し、買付の結果が非課税管理勘定の範囲となる場合にはつみたて NISA 口座での受入となりますが、買付の結果が非課税管理勘定の範囲を超える場合は買付できません。
- (4) 同一日に 100 ファンドを超えるお申込みはできません。

第 9 条(果実と返還)

指定投資信託の返還については、各指定投資信託の目論見書、目論見書補完書面(投資信託)および取引約款に従うものとします。

指定投資信託の果実は目論見書、目論見書補完書面(投資信託)および取引約款に従い、お客様の口座へ支払いを行います。

第 10 条(取引および残高の通知)

- (1) 当社はつみたて NISA 口座での定期積立サービスによる取引の明細については取引報告書により約定後遅滞なく通知するとともに、取引残高報告書により残高および再投資後の取引明細を通知します。
- (2) 前項に定める取引報告書および取引残高報告書については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

第 11 条(申込内容の中止・変更)

お客様はインターネットにより、所定の手続きにしたがって、つみたて NISA 口座での定期積立サービスの申込内容の中止・変更を行うことができるものとします。

第 12 条(選定投資信託の除外)

選定投資信託が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を選定投資信託から除外する事ができるものとします。なお、この場合、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。

- (1) 当該選定投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合。
- (2) 当該選定投資信託の買付口座数が当社の定める口座数以下となった場合。
- (3) その他当社が必要と認める場合。

第 13 条(解約)

つみたて NISA 口座での定期積立サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより、つみたて NISA 口座での定期積立サービスの解約を申し出た場合。
- (2) お客様が当社の証券口座を解約された場合。
- (3) 当社がつみたて NISA 口座での定期積立サービスの解約を申し出た場合。
- (4) 当社がつみたて NISA 口座での定期積立サービスを営む事が出来なくなった場合。
- (5) お客様が当社のつみたて NISA 口座を閉鎖された場合。

第 14 条(規定の変更)

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更若しくはその他当社が必要と判断したときには民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行なう旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第 15 条(NISA 制度改正に伴うお客様の指定投資信託の取扱い)

NISA(少額投資非課税制度)は、2024年1月1日に改正され、これに伴い、この規定も後記のとおり改正されます。お客様が改正前のこの規定に基づき実施中のつみたて NISA 口座における定期積立サービスによる指定投資信託の買付は、原則として、改正後のこの規定に基づき NISA 口座(つみたて投資枠)における定期積立サービスによる買付として継続されるものとします。但し、当該指定投資信託が改正後のこの規定の第2条における選定投資信託に該当しない場合、当該指定投資信託の買付は 2023年12月31日以前の日が受渡日となる最終の買付をもって買付の終了とさせていただきます。

第 16 条(その他)

お客様に対し当社よりなされたつみたて NISA 口座での定期積立サービスに関する諸通知が転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したのものとして取扱うことができるものとします。

NISA 口座（つみたて投資枠） 投資信託定期積立取引取扱規定

※この規定は、お客様が 2024 年 1 月 1 日以降に NISA 口座（つみたて投資枠）における定期積立サービスにより投資信託の買付を行う際に適用されます。なお、お客様がそれ以前に NISA 口座における定期積立サービスにより投資信託の買付を行っていた場合において改正前のこの規定の第 15 条に基づき 2024 年 1 月 1 日以降も当該買付が継続される場合も、同日以降はこの規定が適用されるものとします。

第 1 条（規定の趣旨）

この規定はお客様が auカブコム証券株式会社（以下「当社」といいます。）と契約する NISA 口座（つみたて投資枠）での定期積立サービスに関する取り決めです。

第 2 条（取扱商品）

NISA 口座（つみたて投資枠）での定期積立サービスにおいて、買付けることができる商品は、当社が選定する投資信託（以下「選定投資信託」といいます。）とします。

第 3 条（買付する投資信託の選定）

- (1) お客様は選定投資信託の中から買付を行う投資信託を指定するものとします。（以下、お客様が指定され、買付を行う投資信託を「指定投資信託」といいます。）
- (2) お客様は指定投資信託を複数選択する事が出来ます。

第 4 条（申込方法）

- (1) お客様が NISA 口座（つみたて投資枠）での定期積立サービスをご利用されるためには、予め当社の証券口座を開設され且つ、当社で NISA 口座を開設されている必要があります。
- (2) NISA 口座（つみたて投資枠）での定期積立サービスのお申込はインターネットにより行うものとします。また、申込の受付については、当社オンライン・トレード取扱規定に定める注文受付にかかる規定に準じるものといたします。
- (3) お客様が NISA 口座（つみたて投資枠）での定期積立サービスにより買付を行う場合は、予め各指定投資信託の目論見書および目論見書補完書面（投資信託）の内容をよくご理解いただく必要があります。お客様は NISA 口座（つみたて投資枠）での定期積立サービスによる買付申込と併せて各指定投資信託の取引約款に基づく申込も同時に行うものとします。

第 5 条(金銭の払込)

お客様は、NISA 口座(つみたて投資枠)での定期積立サービスに係る金銭の払込を以下のいずれかの方法で行うものとします。

- (1) 当社に開設されている証券口座のお預り金から払い込んでいただく方法。
- (2) 予めお客様にご指定いただいている金融機関の預貯金口座の口座振替(自動引落およびリアルタイム口座振替)により払い込んでいただく方法
- (3) 予めお客様にご指定いただいている金融機関の預貯金口座の口座振替(その他金融機関からの自動引落)により払い込んでいただく方法
- (4) クレジットカード決済により払い込んでいただく方法
- (5) 自動引落リトライサービスをお申込済みの場合に限り、自動引落処理が(資金不足で)失敗後に再度の引き落としによる方法。

第 6 条(指定投資信託の指定)

- (1) お客様は、1 指定投資信託につき毎月一定の日(以下「指定日」といいます。)に、買付所要額以上1円単位の金額で、指定投資信託ならびに、第 5 条に定める金銭の払込を行う日を指定できます。ただし第 5 条 3 項 4 項による金銭の払込の場合に限り、指定日の取り扱いは、当社が定めるものとします。
- (2) 当該指定日が当社営業日でない場合、当社は当該指定日の翌営業日をお客様が第 5 条に定める金銭の払込を行う日とします。
- (3) お客様が 29 日・30 日・31 日を指定日と指定され、当該指定日が存在しない場合は翌月の第一営業日を指定日として取扱います。
- (4) お客様は年 2 回以内で特定月に買付を行う金額を増額することが出来ます。

第 7 条(指定投資信託の買付)

- (1) 当社はおお客様の指示に従い、毎月指定日の翌営業日(以下「買付日」といいます。)に当該指定投資信託の買付を行うものとします。
- (2) 積立申込ページに表示する当社が定める時刻までに、第 5 条に定める金銭の払込がない場合には、当該指定投資信託の買付を行いません。
- (3) お客様の指定投資信託が第 12 条の規定に従い選定投資信託から除外された場合、当該指定投資信託の買付を行いません。
- (4) 上記にかかわらず、指定投資信託の委託者が買付の申込の受付を中止または取り消した場合は、当該月の買付を行わないものとします。

第 8 条(買付に関する留意事項)

- (1) 投資信託の買付に係る金銭を自動引落としにて払い込む場合には、当該金銭は指定投資信託の買付に係る金銭として拘束され、その他の金融商品の買付に係る資金に充当できないものとします。
- (2) 第7条の条件を満たし発注済となった NISA 口座(つみたて投資枠)での定期積立サービスの注文を、個別にお取消いただくことは出来ません。NISA 口座(つみたて投資枠)での定期積立サービスの注文のお取消は、第 11 条に定める方法により申し込み内容の中止措置をいただく必要があります。
- (3) 指定銘柄の買付の際には、NISA 口座(つみたて投資枠)での買付を明示し、買付の結果が NISA 口座(つみたて投資枠)の非課税管理勘定の範囲となる場合には、NISA 口座(つみたて投資枠)での受入となりますが、買付の結果が NISA 口座(つみたて投資枠)の非課税管理勘定の範囲を超える場合は、NISA 口座(成長投資枠)での受入となり、NISA 口座(成長投資枠)の非課税管理勘定の範囲を超える場合、は課税口座での受入となります。
- (4) 同一日に 100 ファンドを超えるお申込みはできません。

第 9 条(果実と返還)

指定投資信託の返還については、各指定投資信託の目論見書、目論見書補完書面(投資信託)および取引約款に従うものとします。

指定投資信託の果実は目論見書、目論見書補完書面(投資信託)および取引約款に従い、お客様の口座へ支払いを行います。

第 10 条(取引および残高の通知)

- (1) 当社は NISA 口座(つみたて投資枠)での定期積立サービスによる取引の明細については取引報告書により約定後遅滞なく通知するとともに、取引残高報告書により残高および再投資後の取引明細を通知します。
- (2) 前項に定める取引報告書および取引残高報告書については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

第 11 条(申込内容の中止・変更)

お客様はインターネットにより、所定の手続きにしたがって、NISA 口座(つみたて投資枠)での定期積立サービスの申込内容の中止・変更を行うことができるものとします。

第 12 条(選定投資信託の除外)

選定投資信託が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を選定投資信託から除外する事ができるものとします。なお、この場合、当社はお客様に遅

滞なく通知するものとします。

- (1) 当該選定投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合。
- (2) 当該選定投資信託の買付口座数が当社の定める口座数以下となった場合。
- (3) その他当社が必要と認める場合。

第 13 条(解約)

NISA 口座(つみたて投資枠)での定期積立サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより、NISA 口座(つみたて投資枠)での定期積立サービスの解約を申し出た場合。
- (2) お客様が当社の証券口座を解約された場合。
- (3) 当社が NISA 口座(つみたて投資枠)での定期積立サービスの解約を申し出た場合。
- (4) 当社が NISA 口座(つみたて投資枠)での定期積立サービスを営む事が出来なくなった場合。
- (5) お客様が当社の NISA 口座を閉鎖された場合。

第 14 条(規定の変更)

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会等が定める諸規則の変更若しくはその他当社が必要と判断したときには民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行なう旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第 15 条(その他)

お客様に対し当社よりなされたつみたて NISA 口座(つみたて投資枠)での定期積立サービスに関する諸通知が転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとして取扱うことができるものとします。

(2018 年 6 月)

(2019 年 12 月)

(2020 年 5 月)

(2022 年 6 月)

(2023 年 11 月)